

記入例

相続人代表者指定届 兼 固定資産現所有者申告書

年 月 日

高島市長

届出人 住所 高島市新旭町北畑◇◇◇番地
(申告者)
氏名 高島 ▲ ▲
電話番号 0740-25-****

被相続人()を除く。)および還付に関する書類を受領する「代表者」として、
次のとおり()の2第1項の規定により届出します。
また、高島市()に基づき、地方税法第384条の3に規定する「現所有者」を次のとおり
申告します。

相続人の中から代表となる
方を記入してください。

相続人代表者 (現所有代表者)	フリガナ	タカシマ サンカクサンカク			被相続人 との続柄
	氏名	高島 ▲ ▲			
	住所	高島市新旭町北畑◇◇◇番地			長男
	生年月日	昭和○年○月○日	電話番号	0740-25-****	
	法人番号				
被相続人 (亡くなられた方)	氏名	高島 ○ ○	死亡年月日	令和3年1月4日	
	住所	高島市新旭町北畑◇◇◇番地			

代表者以外の相続人(現所有者) ※記入欄が足りない場合は、裏面に記入してください。

氏名	被相続人との続柄	住所	相続放棄の 有無
	生年月日		
高島 × ×	妻	高島市新旭町北畑◇◇◇番地	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>
	昭和○年○月○日		
高島 ■ ■	次男	高島市新旭町北畑◇◇◇番地	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>
	平成○年○月○日		
髭髯 ◎ ◎	長女	大津市※※町※※番地	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>
	平成○年○月○日		
			有 <input type="radio"/> 無 <input type="radio"/>

代表者以外の相続人については、可能な限り
ご記入をお願いします。

- 相続人代表者指定届は、()の書類を受領する代表者を定め、
届出してください。 (固定資産税、市県民税、軽自動車税、国民健康保険料、
共通)
- 固定資産現所有者申告書は、固定資産の所有者が死亡し、()や未登記
家屋の名義が()の場合に、現所有者()
である()を経過する日までに申告していただくことになっています。
- 相続人()の場合は、氏名および住所欄には法人名および所在地を記入してい
ただくとともに、法人番号を記入してください。

代表者以外の相続人を記入
してください。

相続放棄申述受理証明書の写しを
添付してください。

- 「相続人代表者指定届」と「固定資産現所有者申告書」は、どちらも相続人に提出(申告)していただくものですので、いずれの手続きも行えるよう兼ねた様式としています。
- 法定相続人以外の方が相続する場合は、遺産分割協議書の写しを提出してください。また、相続放棄をした場合は、裁判所から発行される相続放棄申述受理証明書の写しを提出してください。
- この届出書(申告書)は、固定資産の実際の権利関係を定めるものではありません。不動産登記簿上の所有権の変更は法務局で手続きをしていただく必要があります。また、相続税の手続きとも関係ありません。
- この届出書(申告書)により、不動産登記等が行われるまでの間は、固定資産税納税通知書等の書類を「相続人代表者(現所有者代表者)」に送付します。

代表者以外の相続人(現所有者) 続き

氏 名	被相続人との続柄	住 所	相続放棄の有無
	生 年 月 日		
			有 無
			有 無
			有 無
			有 無
			有 無
			有 無
			有 無
			有 無
			有 無
			有 無
			有 無
			有 無
			有 無

表面の記入欄が足りない場合に記入してください。

被相続人（亡くなられた方）が納税義務者となっていた市税
（固定資産税、市県民税、軽自動車税、国民健康保険税）がある場合
「相続人代表者指定届 兼 固定資産現所有者申告書」
の提出をお願いします。

◆**相続人代表者指定届について**◆

市税の納税義務者に相続があった（亡くなられた）場合には、その納税義務は相続人に承継され、お亡くなりになった後に納めていただく市税がある場合には、相続人に納めていただくこととなります。

また、これらの納税義務は、相続権のある方全員に生じますが、地方税法第9条の2第1項の規定により、相続人の方は、被相続人（亡くなられた方）に係る市税の賦課徴収（滞納処分を除く。）および還付に関する書類を受領する代表者を指定できることとなっています。

相続人代表者を指定される場合は、別紙「相続人代表者指定届兼固定資産現所有者申告書」に必要事項をご記入いただき、届出人（申告者）が署名のうえ、ご提出いただきますようお願いいたします。

なお、この届がない場合は、地方税法第9条の2第2項の規定により、本市において相続人代表者を指定させていただくこととなりますのでご承知おきいただきますようお願いいたします。

◆**固定資産現所有者申告書について**◆

固定資産現所有者申告書は、固定資産の所有者が死亡し、賦課期日（1月1日）までに相続登記や未登記家屋の名義変更手続きが行われていない場合に、地方税法第384条の3の規定により、現所有者（通常相続人となります。）は、自身が現所有者であることを知った日の翌日から3か月を経過する日までに申告していただくこととなっています。

また、この届（申告書）により、不動産登記等が行われるまでの間は、固定資産税納税通知書等の書類を「相続人代表者（現所有代表者）」に送付します。

※被相続人（亡くなられた方）が納税義務者となっていた市税（固定資産税、市県民税、軽自動車税、国民健康保険税）がない場合、提出していただく必要はありません。

提出先：高島市役所税務課または各支所

*郵送の場合

〒520-1592 滋賀県高島市新旭町北畑565番地
高島市役所 税務課 あて

問合せ先：高島市役所 総務部 税務課

電話番号 0740-25-8109

【裏面に留意事項を記載していますので、ご一読ください。】

【留意事項】

- (1) 「相続人代表者指定届」と「固定資産現所有者申告書」は、どちらも相続人に提出(申告)していただくものですので、いずれの手続きも行えるよう兼ねた様式としています。
- (2) この届(申告書)は、相続登記、相続税申告およびその他実際の相続とは直接関係ありません。この届(申告)後に相続登記(固定資産税)、所有者変更(軽自動車税)が完了した場合は、これらを優先します。
(相続登記、所有者変更の時期によって取り扱いが違います。)
土地および登記家屋の所有者変更については、法務局で相続登記を行ってください。
なお、未登記家屋の所有者変更は、市役所税務課に届出をお願いします。
- (3) 相続人代表者(現所有者)以外の相続人がおられる場合は、「代表者以外の相続人(現所有者)欄」に記入してください。
- (4) 法定相続人以外の方が相続する場合は、遺産分割協議書の写しを提出してください。また、相続放棄をした場合は、裁判所から発行される相続放棄申述受理証明書の写しを提出してください。
- (5) この届(申告)の有無に関わらず、各相続人は連帯して納税義務を負うこととなります。
- (6) 納付に関して未納がある場合には、相続人代表者の方に督促状等が届く場合があります。
- (7) 軽自動車については、軽四輪は軽自動車検査協会へ、125cc超の二輪は滋賀運輸支局、その他車両(高島市ナンバー)は市役所税務課で名義変更等の手続きを行ってください。
- (8) 被相続人(亡くなられた方)名義の口座から振替納税をされていた場合は、相続人等が名義人である使用可能な口座に変更していただくようお願いします。
また、被相続人(亡くなられた方)が納税義務者となっていた市税について、相続人名義の口座から振替納税をされていた場合で、相続登記後等(名義変更等)においても、引き続き相続人名義の口座から振替納税を希望される場合は、手続きが必要な場合がありますので、市役所納税課までお問い合わせください。

【口座振替に関するお問い合わせ】

市役所納税課 (電話：0740-25-8522)

- ※ 振替口座を変更される場合、もしくは新たに口座振替を始められる場合は、「口座振替依頼書」を金融機関に提出願います。
(依頼書は、高島市内の金融機関、市役所または各支所にあります。)